

初任者のための廃棄物処理の基礎知識（廃棄物の定義・分類編）

○廃棄物処理法の名称、定義

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、廃掃法ともいわれることが多い。

もともと公害対策法の一つとして制定されたことから取締りを主にした法律となっているが、現在は資源の有効利用促進のための役割も含むようになったため、適正処理と再生利用の目的も入ってきており、非常に難解となっている。また、条文上は本文としては34条の法律であるが、実態は枝番が付けられて全部で152条の条文となっている。（28年3月末現在）

廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物に分けられており、その区分は物の質によるのではなく処理責任者の所在がどこにあるかを主眼に置いている。そして法律では産業廃棄物が排出事業者処理責任を負わせているのに対し、一般廃棄物は市町村が適正処理について必要な措置を講ずると定めている。

また、廃棄物処理法2条2項では、産業廃棄物に当たらないもの全部が一般廃棄物であると定義している。

<産業廃棄物の種類>

別表による20の種類に分類されており、あらゆる事業活動に伴うものが12種類と、特定の事業活動に伴うものが7種類、および産業廃棄物を処理するために生じた廃棄物に限定されており、これ以外は一般廃棄物になる。俗に事業系一般廃棄物といわれるものは、限定された事業活動（特定の事業活動）以外の業種から生じた廃棄物を指す。（例：事業所から出る紙くず、食堂などから出る食べ残しなどの食品残渣、調理くずなど）

○産業廃棄物の排出者責任と許可制度

・先にも記したように、廃棄物処理法第3条1項の規定により、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理責任は事業者にある<一廃、産廃ともに>が、一般的には法第12条5項に従い、**許可を有する第3者**に委託している。加えて、排出事業者責任としての処理基準、保管基準、委託基準、マニフェストの交付等の義務、帳簿備え付けの義務等がありこれを遵守しない場合は法により罰せられます。

・排出事業者は自ら廃棄物を処理する場合を除いて、処理の委託をする場合には①書面による契約を結ぶ②マニフェストを交付する③最終処分までを確認することなどが義務付けられています。

・処理を受託する者（処理業者）は廃棄物処理業の許可を有することが必要であり、廃棄物の種類に応じた、収集運搬・中間処理・最終処分の許可がある。また、産業廃棄物の処理基準としては①収集運搬基準②積み替え保管基準③中間処理基準④埋め立て処分を遵守する必要がある。

・受託者は受けた廃棄物の処理を他人に委託（再委託という）してはならず、事業者から交付を受けたマニフェストを法に定められた期間内に回付・送付しなければならない。もし、マニフェストの交付を受けずに廃棄物の引き渡しを受けた場合は処罰の対象になります。また、マニフェストは5年間保存しなければなりません。

・許可は欠格要件に該当しない者で、申請に係る能力（技能・知識、経理的基礎等）があれば受けられます。また、産業廃棄物処理業の許可はいわゆる「警察許可」にあたり、所定の基準を満たしていれば行政庁は拒否できないことになっている。そのため処理事業の許可を受けた者が必ずしも適正処理を行うとは言えないことから、処理事業者の選択は排出事業者責任がある。